

佐賀県告示第二百八十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十四年十月三十日

佐賀県知事 古 川 康

その（一）

一 名称

鳥栖基山特定猟具使用禁止区域

二 区域

三養基郡基山町の県道十七号久留米基山筑紫野線と町道三国丸林線との交点を起点とし、同町道を東へ進み国道三号との交点に至り、同国道を南へ進み基山町と鳥栖市との境界に至り、同市町境を東へ進み市道北西川二号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道北西一号線との交点に至り、同市道を南東へ進み市道吉永・姬方線との交点に至り、同市道を西へ進み市道国道・永吉線との交点に至り、同市道を西へ進み本川川との交点に至り、同地点から本川川に沿って南へ進み国道五百号の本郷橋に至り、同国道を東へ進み九州自動車道との交点に至り、同自動車道を南へ進み県道鳥栖朝倉線の交点に至り、同県道を西へ進み市道東部十七号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道姫方・基里運動広場線の交点に至り、同市道を南へ進み市道原・酒井西線との交点に至り、同市道を東南に進み市道水屋・幡崎線との交点に至り、同市道を南に進み市道東部四十四号線との交点に至り、同地点から西へ大木川を横断し国道三号線との交点に至り、同国道を南へ進み県道三百三十六号中原鳥栖線との交点に至り、同県道を西へ進み県道百四十五号江口長門石江島線との交点に至り、同県道を南西へ進み三養基郡みやき町の町道千栗宮前線との交点に至り、同町道を西へ進

み県道二十二号北茂安三田川線との交点に至り、同県道を西へ進み町道白石西大島線との交点に至り、同町道を北へ進み国道三十四号との交点に至り、同国道を南西へ進み、鳥栖市とみやき町との境界に至り、同境界を北へ進み県道三十一号佐賀川久保鳥栖線との交点に至り、同県道を北東へ進み鳥栖市平田町字乗目の市道平田養父線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道山浦牛原線との交点に至り、同市道を北へ進み市道八幡宮牛原線との交点に至り、同市道を北東へ進み市道築地別石線との交点に至り、同市道を北西へ進み九州横断自動車道との交点に至り、同自動車道を北東へ進み県道十七号久留米基山筑紫野線との交点に至り、同県道を北東へ進み田代公園南端との交点に至り、同地点より同公園の境界を北西へ進み市道北部丘陵西通線との交点に至り、同市道を北へ進み県道九千部山公園線との交点に至り、同県道を東へ進み市道北部丘陵西通三号線との交点に至り、同市道を北へ進み鳥栖市と基山町との境界に至り、同市町境を東へ進み県道十七号久留米基山筑紫野線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、朝日山鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。

### 三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## その(二)

### 一 名称

佐賀特定猟具使用禁止区域

### 二 区域

佐賀市鍋島町の県道二百四十八号鍋島停車場東山田線と市道植木増田線との交点を起点とし、同市道を東へ進み市道上高木蛸久線との交点に至り、

同市道を東へ進み市道多布施川堤防線との交点に至り、同市道を北へ進み市道蛸久平尾線との交点に至り、同市道を東へ進み国道二百六十三号との交点に至り、同国道を北へ進み市ノ江幹線水路との交点に至り、同水路に沿って南東へ進み平尾橋に至り、平尾橋から県道三十一号佐賀川久保鳥栖線を南へ進み市道東高木線との交点に至り、同市道を南へ進み国道三十四号との交点に至り、同国道を東へ進み巨勢川との交点に至り、巨勢川を南下し巨勢農免大橋を経て県道二十号佐賀大川線と県道二百六十六号江上光法停車場線との交点に至り、同県道二百六十六号を南へ進み野開橋を経て同所から五十メートル先で西へ伸びている小道に入り、同小道を西へ進み市道北川副小学校北分線との交点に至り、同市道を南へ進み市道江上西線との交点に至り、同市道を西へ進み市道北川副小学校北線との交点に至り、同市道を南へ進み市道北川副小学校東線に至り、同市道を南へ進み市道新光法新郷線に至り、同市道を南へ進み市道新村下武線に至り、同市道を南へ進み市道ひやあらんさん線との交点に至り、同市道を南へ進み川副町東南里の市道東南里東北線に至り、同市道を南へ進み市道東古賀東南里線との交点に至り、同市道を南へ進み県道四十八号佐賀外環状線に至り、同県道を西へ進み県道三十号佐賀川副線に至り、同県道を北へ進み県道四十九号佐賀空港線に至り、同県道を南へ進み県道四十八号佐賀外環状線に至り、同県道を西へ進み国道四百四十四号との交点に至り、同国道を西へ進み嘉瀬川との交点に至り、嘉瀬川の東側水際線を北へ進み嘉瀬大橋との交点に至り、同所から国道三十四号を東へ進み県道二百二十四号鍋島停車場線との交点に至り、同県道を北へ進み県道二百四十八号鍋島停車場東山田線との交点に至り、同県道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、森林公園鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。

### 三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

#### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

#### その(三)

##### 一 名称

伊万里特定猟具使用禁止区域

##### 二 区域

伊万里市山代町楠久の国道二百四号と県道五号伊万里松浦線との交点を起点とし、起点から対岸北東の同市瀬戸町中通の市道瀬戸・筑港線と市道脇田・筑港線との交点とを直線で結んだ線に沿って進み同交点に至り、市道瀬戸・筑港線を東へ進み国道二百四号との交点に至り、同国道を南東へ進み市道川北十七号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道脇田一号線との交点に至り、同市道を東へ進み県道三百二十一号黒川松島線との交点に至り、同県道を南へ進み市道平尾・脇田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道脇田二号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道栄町十五号線との交点に至り、同市道を南へ進み市道栄町十号線との交点に至り、同市道を東へ進み市道栄町二十一号線との交点に至り、同市道を南東へ進み農道に至り、同農道を南東へ進み市道白野一号線に至り、同市道を南へ進み市道白野・柳井町線に至り、同市道を南へ進み国道二百二号との交点に至り、同国道を南西へ進み国道四百九十八号との交点に至り、同国道を南東へ進み県道二百三十九号上伊万里停車場線との交点に至り、同県道を南へ進み市道上伊万里・平尾線との交点に至り、同市道を南東へ進み県道二十六号伊万里山内線との交点に至り、同県道を西へ進み市道窯業団地線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道平尾・脇田線との交点に至り、同市道を西へ進み市道立花台・富士町線との交点に至り、同市道を西へ進み

市道金谷・吉田線との交点に至り、同市道を南へ進み市道川東・富士町線との交点に至り、同市道を北西へ進み国道二百二号との交点に至り、同国道を南西へ進み松浦鉄道との交点に至り、同鉄道を南西へ進み伊万里市と有田町との境界線に至り、同境界線を西へ進み国道二百四号との交点に至り、同国道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## その(四)

### 一 名称

唐津浜崎特定猟具使用禁止区域

### 二 区域

唐津市浜玉町浜崎玉島川河口右岸堤防突端を起点とし、同堤防を南東へ進みＪＲ筑肥線との交点に至り、同ＪＲ線を南へ進み横田川の鉄橋を経て市道東く山田線との交点に至り、同市道を南へ進み同市浜玉町大字東山田字外原の県道三百二十七号七山唐津線との交点に至り、同県道を南西へ進み県道二百五十八号半田鬼塚線との交点に至り、同県道を西へ進み市道原久里線との交点に至り、同市道を南西へ進み同市下久里町の県道四十号浜玉相知線との交点に至り、同県道を南西へ進み市道城大野線との交点に至り、同市道を東へ進み弓田溜池の東端に至り、同地点からつつじヶ丘団地の東側に沿って南へ進み市道宮ノ前線との交点に至り、同市道を西へ進み県道四十号浜玉相知線との交点に至り、同県道を南へ進み双水橋に至り、市道山本宮ノ前線を経てＪＲ唐津線との交点に至り、同ＪＲ線を北へ進み市道菜畑見借線との交点に至り、同市道を北東へ進み国道二百四号との交

点に至り、同国道を北西へ進み臨港道路大島線との交点に至り、同臨港道路を北東へ進み県道唐津港線との交点に至り、同県道を南東へ進み臨港道路二夕子線との交点に至り、九州電力株式会社唐津発電所の北端を経て同発電所東端に至り、西ノ浜の海岸線を東へ進み舞鶴橋を経て、松浦潟の海岸線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、鏡山鳥獣保護区の区域に係る区域を除く。

### 三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## その(五)

### 一 名称

鎮西山特定猟具使用禁止区域

### 二 区域

三養基郡上峰町大字堤字三本黒木アスレチック広場北側駐車場を起点とし、同地点から鎮西山山頂へ向かう遊歩道を進み鎮西山山頂展望広場に至り、同所から北へ進み広域基幹林道九千部山横断線手前約三百メートル付近から東へ約百メートル進み遊歩道を南下し、キャンプ広場東側道路を経て多目的広場駐車場に至り、同所から東へ約五十メートル進み林道沿いを約二百五十メートル南下し、ヤマモモ林を経て平井山荘に至り、同所から西へ進み砂防ダムに至り、遊びの森の芝生広場南側を経てアスレチック広場南を迂回し起点に至る線で囲まれた区域

### 三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

## 銃器

### その(六)

#### 一 名称

白野地区特定猟具使用禁止区域

#### 二 区域

伊万里市大坪町甲の市道白野・原屋敷線と市道白野十号線との交点を起点とし、市道白野・原屋敷線を北西へ百四十メートル進み里道との交点に至り、同里道を北東へ進み同里道の終点に至り、同終点と同市大坪町甲字高尾千三百七番地先の里道分岐点を直線で結んだ線を経て同分岐点に至り、同分岐点から北東へ伸びる里道を進み同市南波多町と同市大坪町甲の境界との交点に至り、さらに同里道を南東へ進み国道二百二号との交点に至り、同国道を南西へ進み市道白野十号線との交点に至り、同市道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

#### 三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

#### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

### その(七)

#### 一 名称

上古賀地区特定猟具使用禁止区域

#### 二 区域

伊万里市大川内町の市道古賀・正力坊線と市道古賀十八号線との交点を起点とし、同市道を東へ進み同市大坪町丙五百五十五番二地先の里道との交点に至り、同里道を南東へ進み同市大坪町丙と同市大川内町甲との境界に至り、同境界を南へ進み都川内森林公園敷地境界線との交点に至り、同

敷地境界線を南東へ進み国有林との境界に至り、同境界を西へ進み九州電力高圧線との交点に至り、同高圧線を北西へ進み同市大川内町甲と同市大坪町丙の境界との交点に至り、同境界を北西へ進み同市大川内町甲字三本松三千百四十九番八地先の里道との交点に至り、同里道を北西へ進み市道古賀・正力坊線との交点に至り、同市道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## その(八)

### 一 名称

脇田地区特定猟具使用禁止区域

### 二 区域

伊万里市脇田町の県道三百二十一号黒川松島線と市道札ノ元・古瓶屋線との交点を起点とし、同県道を北へ進み市道平山・屋敷野線との交点に至り、同市道を南へ進み市道札ノ元・古瓶屋線との交点に至り、同市道を南へ進み同市脇田町字平野八百七十八番一に至り、同所との同市大坪町甲字永山千七百八十二番一を直線で結んだ線及びその延長線を経て同延長線と市道脇田・永山線との交点に至り、同市道を南西へ進み市道脇田六号線との交点に至り、同市道を北西へ進み市道札ノ元・古瓶屋線との交点に至り、同市道を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

### 四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

その(九)

一 名称

福富干拓特定猟具使用禁止区域

二 区域

杵島郡白石町の福富干拓全域。ただし、堤防敷地を除く。

三 存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器